

# 佐賀市プレミアム付「さかエール商品券」

バー、キャバレー、スナックなどの「接待を伴う飲食店等」の参加店申込受付を開始します。



## 参加店舗の条件等について

### 1 登録要件

次のすべての要件を満たしていることが必要

- ・ 中小企業者（※）が運営する佐賀市内に所在する飲食店・小売店であること。
- ・ 令和2年1月～6月のいずれか1か月の売上が前年同月比で10%以上減少していること。
- ・ 新型コロナウイルスの感染防止対策（3密対策等）を実施すること。

※中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。

### 2 参加店舗の責務等

参加店舗には、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①商品券を利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認してください。特に、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否してください。なお、商品券の見本は、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ③取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、商品券裏面「参加店名」欄に日付を記入し、参加店舗受領印を押印（店舗名記入でも可）することとし、既に他店の参加店名が記入されている商品券は、受け取りを拒否してください。
- ④利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能であることに留意してください。

### 3 申込方法等

- ①参加店舗登録希望者は、「募集要項」に同意の上、「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、事務局（以下の「⑤提出先」）にご持参ください。（※郵送での受付は行いません。）
- ②市内に複数店舗を持つ事業者は、1店舗につき「参加店舗登録申請書兼誓約書」を1枚提出してください。
- ③前年同月に比較対象となる売上がない場合（令和元年8月に創業した場合等）は、次の例により記入してください。
  - ・ 令和元年12月の売上と比較する。ただし、この方法で比較できない場合は、最近1か月の売上と、最近1か月を含む最近3か月の売上の平均とを比較する。

#### ④申込期間 ～令和2年7月31日（金）

#### ⑤提出先（必ず持参してください）

佐賀市天神3丁目2-23 3階（㈱佐賀広告センター内）

佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局（連絡先：TEL 0952-20-0487）

申込受付時間 平日10:00～17:00

### 4 登録店舗の審査・選定

- ①登録申込のあった事業者は、事務局が審査を行います。
- ②審査結果は、事務局から郵送にて通知し、ホームページに『商品券が使えるお店』として掲載します。
- ③申込内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。
- ④事務局から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。

### 5 「さかエール商品券」の概要

- ・ プレミアム率／25%
- ・ 額 面 価 格／1冊500円×10枚
- ・ 使用予定期間／令和2年6月13日（土）～令和2年9月30日（水）
  - ※新型コロナウイルスの感染状況等により、商品券の利用を一時停止し、期間を延長する可能性があります。
- ・ 発 行 主 体／佐賀市
- ・ 登録料、換金手数料／無料

※詳細は、別添「佐賀市プレミアム付「さかエール商品券」参加店募集要項」参照